

平成23年春の叙勲、第16回危険業務従事者叙勲 受章おめでとうございます

春の叙勲は、国家または社会に対して顕著な功績を上げた人や公共的業務に長年従事した人に、また、危険業務従事者叙勲は、警察官や自衛官など危険度の高い業務で実績のあった人にそれぞれ授与されるものです。
(総務課)

<p>危険業務従事者叙勲 瑞宝双光章</p> <p>■仙田 海山さん(呉地) 61歳・防衛</p> <p>昭和43年に海上自衛隊に入隊後、30年間、艦艇で勤務されました。</p> <p>受章者の言葉 このたび栄えある叙勲の伝達を受け、家族共々感謝しています。これもよき先輩のご指導、ご支援のおかげと感謝しています。</p>	<p>春の叙勲 瑞宝小綬章</p> <p>■小松 文夫さん(城之堀) 72歳・海上保安</p> <p>昭和37年に海上保安大学校を卒業後、定年までの35年間、海上捜索救助のパイロットとして勤務され、呉海上保安部長を最後に退職されました。</p> <p>受章者の言葉 先輩や家族に支えられて、事故もなく今日までこれたことに感謝しています。これからは、地域へ恩返しをしていきたいと思いをします。</p>
<p>危険業務従事者叙勲 瑞宝単光章</p> <p>■兼田 宗春さん(新宮) 61歳・防衛</p> <p>昭和43年に陸上自衛隊に入隊後、定年までの36年間、主に軽砲部隊、地方連絡部および司令部付隊で勤務されました。</p> <p>受章者の言葉 このたびの受章は、今日まで多くの方々のご指導および支えがあって頂いたものであり、あらためて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。</p>	<p>危険業務従事者叙勲 瑞宝双光章</p> <p>■渡部 広太さん(城之堀) 61歳・防衛</p> <p>昭和43年に海上自衛隊に入隊後、潜水艦で30年間、水上艦艇で6年間勤務されました。</p> <p>受章者の言葉 このたび、いろいろな人からお祝いの言葉を頂き、あらためて嬉しく思います。36年間安心して職務に専念できたのは家族、友人および地域の皆さんのおかげと感謝しています。</p>

(順不同)

**熊野町まちづくり
協働推進事業団体決定**

地域のまちづくり課題や活性化に取り組み、まちづくり協働推進事業の活動団体が決定しました。

呉地クリーン作戦会
くまの高原ファーム
プロジェクト三石山
笑顔いっぱい・花いっぱい会
コスモス会
花咲爺さんの会
熊野団地東・西長寿会
活性化グループ畑の学校
貴船いきいき環境クラブ

2 問 地域振興課 ☎ 820・560



町内の生活(福祉)交通 を一緒に考えましょう

町では、生活(福祉)交通の運行計画を策定し、平成24年度には、町内3地域(東部、中央、西部)を走る生活交通車両の試験運行をすることとしています。

この生活交通車両は、公共交通の利便性の向上と、高齢者など交通弱者の移動手段の確保を目的とするもので、これをより実用性のあるものにするため、運行経路や便数などを、地域の皆さんと一緒に考えるワークショップを行うこととなりました。このワークショップに参加いただける人を募集します。



月	9月 (第1回)	11月 (第2回)	12月 (第3回)
東部	17日(土) 午後	6日(日) 午後	4日(日) 午前
中央	18日(日) 午前	5日(土) 午後	4日(日) 午後
西部	18日(日) 午後	6日(日) 午前	3日(土) 午後

時 ※各回の所要時間は3時間程度。全3回に参加できなくても可能です。

所 役場または各公民館(予定)

定 現状把握(第1回)、素案の作成(第2回)、まとめ(第3回)

定 1地域30~40人程度

※応募多数の場合は抽選

問 8月19日(金)までに政策企画課へ申し込み

2 問 政策企画課 ☎ 820・563

本人確認にご協力を

●諸証明請求および各種届け出の際、本人確認を行っています

町では、不正な住民票の取得や虚偽住所の異動届け出および戸籍の届け出などの事件を未然に防ぐために、窓口に来た人の本人確認を行っています。

▽確認の方法

(1)本人の場合
顔写真のついた公的な証明書(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど)をお持ちの人は、1点で確認します。本人確認書類をお持ちでない人は、健康保険証と年金手帳など、本人であると分かるもの2点以上で確認します。

(2)代理人の場合
本人から委任されていることがわかる書面(委任状など)をお持ちください

認(1)本人の場合と同じ

を行います。

※(1)・(2)以外の人は、正当な請求理由がない限り、住民票などの証明書の交付を受けることができません。正当な理由を明らかにする書類などの提示が必要になります。

●住民基本台帳カードの交付のときの確認方法が変わりました

偽変造された住民基本台帳カードの不正使用が昨年より増加傾向にあります。また、偽造運転免許証を本人確認書類としたりすましによる住民基本台帳カードの不正取得事件が発生しています。そこで町では、住民基本台帳事務処理要領の一部改正(平成23年1月1日施行)に伴い、住民基本台帳カードの交付のときの本人確認方法を変更しています。

▽確認の方法

(1)本人確認書類を2点以上

問 住民課 ☎ 820・5604